平成２２年（フ）第２９１１号
愛知県北名古屋市徳重大日58番地　コーポ徳重201号
債務者　渡辺　　豊
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９１２号
愛知県北名古屋市徳重大日58番地　コーポ徳重201号
債務者　渡辺　郁代
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９５２号
愛知県春日井市味美白山町２丁目９番地１　ベルニシキＮ―310号
債務者　天野　真弓（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０００号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地５　356号棟501号室
債務者　村松　廣一
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０６４号
愛知県豊明市栄町姥子27番地13　桜ケ丘ハイツＢ棟101号
債務者　窪田　良秋
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３８３号
京都府八幡市八幡五反田１番地　いち恵荘108号室
債務者　谷川太美男
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３７号
京都市左京区下鴨森本町21番地　京都府立視力障害者福祉センター
債務者　福島　　強
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０６号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の58　向島市営住宅１―６棟909号
債務者　青山電気こと　青山　政敬
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１７号
京都市中京区小川通御池上る下古城町391番地　ブルック御池701号
債務者　山代　有子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７５６号
京都市下京区大宮通松原上る高辻大宮町133番地　グレース大宮401
債務者　木下　悠佑
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８５号
京都市東山区今熊野宝蔵町76番地　東山ソリティア303号
債務者　金　　美慶
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０２号
京都府八幡市八幡三本橋59番地の８
債務者　白数　泰明
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１２号
京都市中京区西ノ京西月光町49番地　栄光４Ｂ
債務者　並木　　茂
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５９号
京都市伏見区深草西浦町１丁目40番地　アヴォンリー104
債務者　東　　利和
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６７号
京都市南区西九条東柳ノ内町24番地28
債務者　村上　雪子（旧姓陣野）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９９号
堺市中区宮園町１番７―103号
債務者　石渡　良秋（旧姓野﨑）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４７９号
堺市美原区北余部西１丁目１番４―703号
債務者　稲井　実香（旧姓川本）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係